



第3期

若狭町ふるさと輝き子育てプラン

～みんなで育む ふるさとの宝 若狭っ子～

概要版



令和7年3月

若狭町



① 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

若狭町(以下「本町」という。)では、平成27年に「ふるさと輝き子育てプラン」を策定し、その後2期にわたって計画的に各事業の推進に取り組んできました。

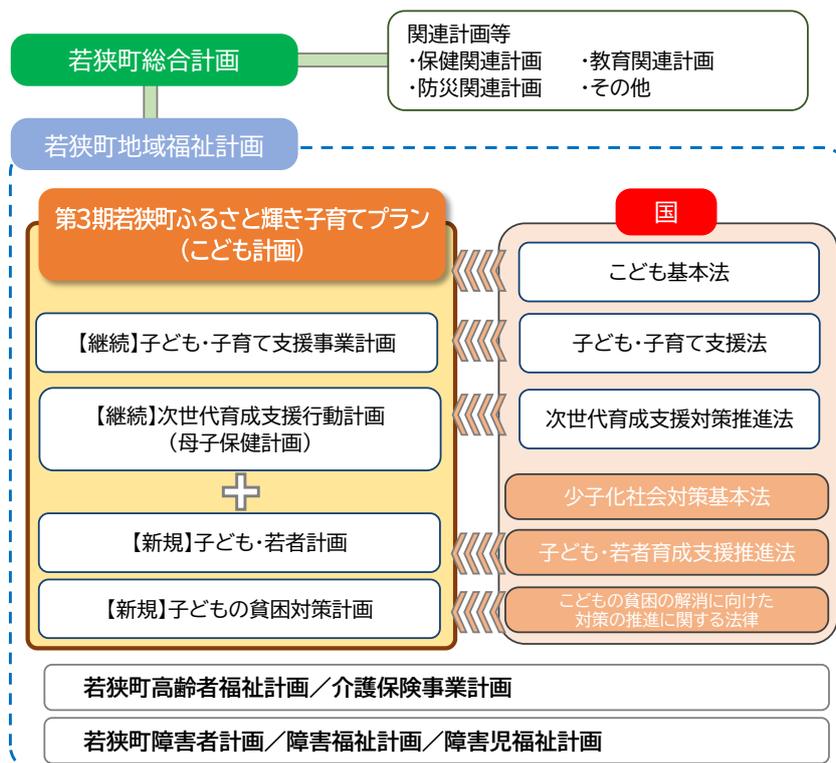
しかしながら、全国的に少子化の進行や人口減少に歯止めがかかっておらず、子どもや子育て家庭を取り巻く環境は複雑化・多様化しており、さらなる対策が求められています。

国は、令和5年4月に子ども施策を社会全体で推進することを目的とした「子ども基本法」を施行し、同年12月には、「子ども大綱」が閣議決定されました。これは、全ての子ども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる「子どもまんなか社会」を目指すもので、その実現に向けて自治体子ども計画を策定することの必要性が示されました。

「第3期若狭町ふるさと輝き子育てプラン」(以下「本計画」という。)は、本町の実情を踏まえながら、子ども施策を総合的かつ強力に推進するため、「若狭町子ども計画」として策定します。

2. 計画の位置づけ

本計画は、国の子ども大綱等を踏まえた子ども基本法第10条第2項に定める「市町村子ども計画」であり、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「子ども・子育て支援事業計画」、次世代育成支援対策推進法第8条で定める「次世代育成支援行動計画」に加え、「子ども・若者計画」「子どもの貧困対策計画」についても包むものとしします。さらに、町の「若狭町総合計画」及び「若狭町地域福祉計画」、その他関連計画との整合を図るものとしします。



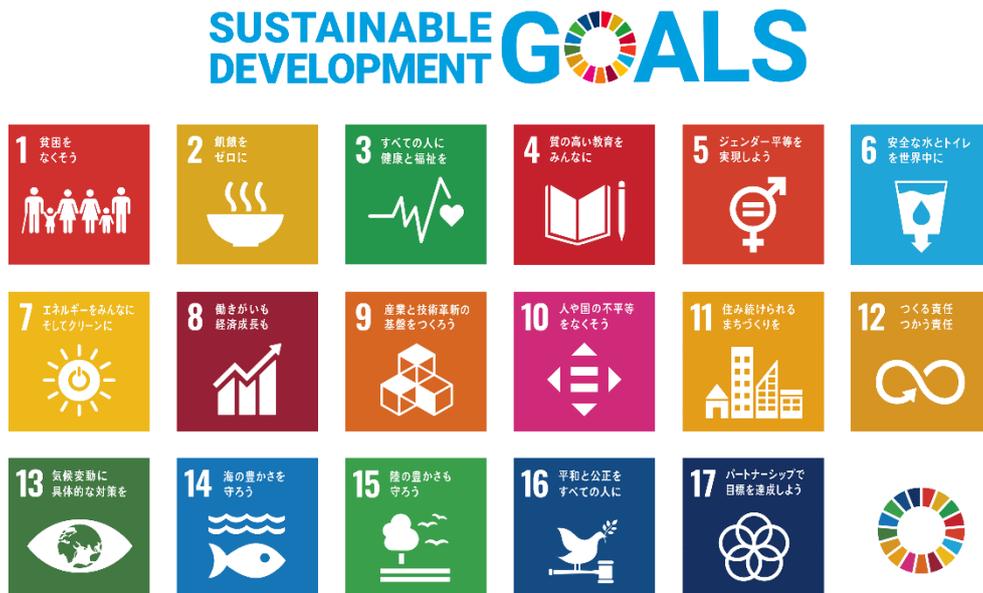
3. 計画の期間

本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とし、国や県の方針、社会情勢の変化等によって計画を変更する必要性が生じた場合、適宜、見直しを行っていくものとします。

R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
第2期ふるさと輝き子育てプラン (前回計画)					第3期若狭町ふるさと輝き子育てプラン (本計画)				

4. 計画とSDGsの関係

SDGsは、2015年の国連サミットで採択された、持続可能でより良い社会の実現を目指す世界共通の目標です。17の目標と169のターゲットで構成され、2030年までの達成を目指し、「誰一人取り残さない」ことを誓っています。本町においても、SDGsの理念・目標を踏まえ、本計画の基本目標及び、施策の推進に取り組んでいきます。



② 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

「こども基本法」に基づく、「こども大綱」においては、全てのこども・若者が、身体的・精神的・社会的に幸せな状態(ウェルビーイング)で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指すこととされています。

本町では、平成27年に策定した「第1期ふるさと輝き子育てプラン」以降、「みんなで育む ふるさとの宝 若狭っ子」を基本理念とし、家庭における子育てを中心として、社会全体での子育て環境の充実を目指し、子育て施策に取り組んできました。

本計画においても、本町の基本理念である「みんなで育む ふるさとの宝 若狭っ子」を、「こども大綱」の精神に則った「こどもまんなか社会」と同義であると捉え、その基本理念の実現を目指して、次代の社会を担うこども一人ひとりが尊重され、健全に成長し、かつ安心して子育てができるまちを目指します。

みんなで育む
ふるさとの宝 若狭っ子

計画を推進するにあたって、こども大綱等における国の方向性(考え方)をもとに、次の4つの視点を設定しました。

視点1	こども・若者の視点
視点2	子育て世帯の視点
視点3	地域社会の視点
視点4	取り残さない視点

2. 計画の体系

基本理念
みんなで育む ふるさとの宝 若狭っ子



③ 施策の展開 ◆…第2期計画からの継続施策 ★…新規・拡充施策

1. こども・若者の健やかな育ちを応援します



乳幼児期から学童期・思春期・青年期を経て、こどもが若者となり自分らしく社会生活を送ることができるよう、ライフステージに応じて切れ目なく提供できる環境づくりを進めることにより、社会全体でこども・若者の健やかな成長を支援します。

指標

項目	現状値(R5)	目標値(R11)
乳幼児健診の受診率	100%	100%
保育方針や保育内容について、満足している保護者の割合	95.8%	98.0%
将来若狭町に帰ってきたいと思う若者の割合	54.9%	70.0%
「全ての若者に意見を表明する権利がある」ということを知っている若者の割合	46.2%	70.0%

施策1. 親と子の健やかな育ちへの支援 ～こどもの誕生前から幼児期～

◆切れ目ない保健・医療の提供	★保育所 ICT 化
◆乳幼児健診・育児教室等の充実	★持続可能な保育環境の充実
◆訪問相談の充実	◆保育所から小学校への円滑なつながりの確保
◆保育の質の向上	★こども家庭センターの充実

施策2. 学校におけるこどもの育ちへの支援 ～学童期・思春期～

◆開かれた学校づくりの推進	★いじめの防止、不登校のこどもへの支援
★SDGs探究学習の推進	★学校保健・学校体育の充実
◆学校・家庭・地域の連携の推進	★キャリア教育の推進
★小中連携の推進	★こども家庭センターの充実

施策3 . 若者の自立と社会参加への支援 ～青年期～

★就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための取組	★結婚新生活支援
★創業・事業承継支援	★悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実
★婚活の推進	

2. 子育て世帯を応援します



子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげるとともに、経済的負担の軽減や共働き・共育てを推進することにより、子育て当事者が安心して子どもを生み、育てることに喜びを見いだせるような支援体制づくりを進めます。

指標

項目	現状値(R5)	目標値(R11)
子育てについて気軽に相談できる人、場所がある保護者の割合	就学前児童:96.6% 小学生児童:95.9%	就学前児童:98.0% 小学生児童:97.0%
育児休業を取得した保護者の割合	就学前児童 父親: 9.8% 母親:83.0%	就学前児童 父親:30.0% 母親:85.0%

施策1. 子育て支援サービスの充実

★保護者のニーズに応じた保育サービスの提供	★子育て支援アプリ「にじいろ若狭っ子」の充実
◆子育てに関する情報提供の充実	◆家庭の教育力の向上

施策2. 子育て世帯に対する経済的負担の軽減

★ニーズに応じた経済的支援の実施	◆妊婦健診等の助成
◆保育料の無償化	◆不妊治療費の助成
◆在宅医育児応援手当の支給	◆未熟児養育医療費の給付
★児童手当の支給	★子ども医療費の無償化
★出産・子育て応援ギフトの支給	

施策3. ひとり親家庭への支援

◆ひとり親家庭への相談支援	★ひとり親家庭の経済的負担の軽減
◆ひとり親家庭への就業支援	

施策4. 共働き・共育ての推進

◆ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた啓発の推進	◆男女共同参画の推進
◆育児休業の取得促進	★互いの価値観を認め、互いを尊重できる意識づくり

3. こども・若者が暮らす地域を応援します



全てのこども・若者が、日常生活の中で身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態(ウェルビーイング)で成長できるよう、こども・若者の意見を聴きながら地域社会全体で安全・安心な社会環境づくりに取り組みます。

指標

項目	現状値(R5)	目標値(R11)
こども・若者の第3の居場所を知っている保護者の割合	就学前児童:35.0% 小学生児童:46.6%	就学前児童:60.0% 小学生児童:60.0%
子どもの遊び場の年間来場者数	—	10,000人

施策1. こども・若者の健全育成の推進

◆次代の親の育成	★読書活動の推進
◆こどもの主体的な活動支援	★次代を担う青少年の健全育成
◆食育の推進	★高校中退の予防・高校中退後の支援

施策2. 地域の子育て支援の充実

◆地域でこどもを育てる気運の醸成	◆保育所開放事業(いきいき広場)の推進
◆子育て世帯に優しいまちづくりの推進	◆放課後のこどもの居場所づくりの充実
★子どもの遊び場の整備	★放課後児童クラブの充実
★環境にやさしいスマートエリアの整備	★こども・若者の視点に立った多様な居場所づくり
★子育て支援センターの充実	◆小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実
◆地域の広場(ミニすくすく)の推進	

施策3. 安全安心な環境整備

◆交通安全の推進	◆こどもを災害・犯罪から守る活動の推進
◆自殺予防の理解促進と環境整備、自殺対策に係る人材養成	◆性犯罪、DV 対策の強化
◆情報モラル教育の推進	◆犯罪や非行の防止への取組、 犯罪をした者に対する社会復帰支援

4. 気がかりな子ども・若者、その家族を応援します



どのような環境にあっても、子ども・若者が健やかに成長することができ、その可能性を狭めることがないよう、子ども・若者やその家族が抱える複雑化・複合化した課題に対し、個々の現状等に応じたきめ細やかな支援を行います。

指標

項目	現状値(R5)	目標値(R11)
子育てに関して、悩んでいること、気になることについて「子どもの発育、発達や病気に関すること」を選択している保護者の割合	就学前児童: 34.0% 小学生児童: 25.9%	就学前児童: 30.0% 小学生児童: 20.0%
現在の経済状況について、「苦しい」「やや苦しい」を選択している保護者の割合	就学前児童: 33.7% 小学生児童: 37.1%	就学前児童: 20.0% 小学生児童: 20.0%
児童虐待件数	4件	0件

施策1. こどもの貧困対策

★こどもを守る地域ネットワークの充実	★こどもの貧困に対する社会の理解促進
★相談支援の充実	

施策2. 障害児等への支援

◆早期発見体制の充実	◆障害のある子どもとその家庭への経済的支援
◆早期支援体制の充実	★障害のある子どもへの教育・保育の充実
◆継続的な支援の充実	★障害児及び障害児相談支援体制の充実
◆特別な支援を必要とする子どもへの保育環境の整備	★特別支援教育の推進

施策3. 児童虐待防止対策と社会的擁護の推進及びヤングケアラーへの支援

★児童虐待に関する啓発活動の推進	◆早期支援のための関係機関の連携強化
◆児童虐待の未然防止に向けた取組の推進	★包括的・継続的な支援の推進
◆早期支援体制の充実	★家族全体を捉えた支援の推進

④ 量の見込みと提供体制

1. 教育・保育提供区域の設定

本町では、効率的に資源を活用できるよう、町全体を1つの教育・保育提供区域として設定し、地域のニーズに応じたサービスの提供を推進します。

2. 量の見込みと確保の方策

令和6年度に実施したアンケート調査や事業の利用実績等、本町の現状を踏まえて、量の見込みの算出及び確保方策の設定を行いました。

(1) 教育・保育

幼稚園や保育所等の教育・保育については、こどもの年齢や保育の必要性の状況に応じて、以下の3区分に認定し実施することとなります。

■ 認定区分

認定区分	対象	対象施設
1号認定	こどもが満3歳以上で保育の必要性はない (幼児期の学校教育を希望)	幼稚園・認定こども園
2号認定	こどもが満3歳以上で保育の必要性がある	保育所・認定こども園
3号認定	こどもが満3歳未満で保育の必要性がある	保育所・認定こども園 地域型保育事業

教育・保育事業

■1号認定(3～5歳 保育の必要性なし) ※近隣自治体の幼稚園により対応 (人)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		3	3	3	3	2
②確保の内容	特定教育・保育施設	3	3	3	3	2

■2号認定(3～5歳 保育の必要性あり) (人)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		269	257	231	215	204
②確保の内容	特定教育・保育施設	268	256	230	214	203
	企業主導型保育施設の地域枠	1	1	1	1	1

■3号認定 (人)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
0歳 保育の 必要性あり	①量の見込み	33	32	31	30	30	
	②確保の内容	特定教育・保育施設	31	30	29	28	28
		企業主導型保育施設の地域枠	2	2	2	2	2
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
1歳 保育の 必要性あり	①量の見込み	52	55	54	53	52	
	②確保の内容	特定教育・保育施設	51	54	53	52	51
		企業主導型保育施設の地域枠	1	1	1	1	1
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
2歳 保育の 必要性あり	①量の見込み	63	52	55	53	52	
	②確保の内容	特定教育・保育施設	61	50	53	51	51
		企業主導型保育施設の地域枠	2	2	2	2	1

(2)地域子ども・子育て支援事業

(人/年) ※はか所数

事業名称等	項目	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
延長保育事業	量の見込み	4	4	3	3	3
	確保の内容	4	4	3	3	3
放課後児童健全育成事業 (学童保育)	量の見込み	95	94	93	89	85
	確保の内容	95	94	93人	89	85
地域子育て支援拠点事業	量の見込み	13,210	12,440	12,44	12,184	11,991
	確保の内容	13,210	12,440	12,440	12,184	11,991
一時預かり事業 (幼稚園型)	量の見込み	0	0	0	0	0
	確保の内容	0	0	0	0	0
一時預かり事業(幼稚園 型を除く(保育園等))	量の見込み	602	571	538	513	495
	確保の内容	602	571	538	513	495
子育て短期支援事業 (ショートステイ)	量の見込み	1	1	1	1	1
	確保の内容	1	1	1	1	1
病後・病後児保育事業	量の見込み	9	9	8	8	7
	確保の内容	9	9	8	8	7
すみずみ子育てサポート (就学児のみ)	量の見込み	5	5	5	5	5
	確保の内容	5	5	5	5	5
妊婦健診事業	量の見込み	96	93	90	88	87
	確保の内容	96	93	90	88	87
乳児家庭全戸訪問事業	量の見込み	66	64	62	61	60
	確保の内容	66	64	62	61	60
養育支援訪問事業	量の見込み	30	29	28	27	26
	確保の内容	30	29	28	27	26
利用者支援事業 ※ (地域子育て相談機関)	量の見込み	3	3	3	3	3
	確保の内容	3	3	3	3	3
利用者支援事業 ※ (こども家庭センター型)	量の見込み	1	1	1	1	1
	確保の内容	1	1	1	1	1
産後ケア事業	量の見込み	136	136	136	136	136
	確保の内容	136	136	136	136	136
子育て世帯訪問支援事業	量の見込み	26	25	24	23	22
	確保の内容	26	25	24	23	22
児童育成支援拠点事業	量の見込み	4	4	4	4	4
	確保の内容	4	4	4	4	4
親子関係形成支援事業	量の見込み	27	26	24	24	23
	確保の内容	27	26	24	24	23
こども誰でも通園制度	量の見込み	0	3	3	5	5
	確保の内容	0	3	3	5	5
妊婦等包括相談支援事業	量の見込み	210	210	210	210	210
	確保の内容	210	210	210	210	210

⑤ 計画の推進に向けて

1. 施策推進の視点

こども・若者の社会参画・意見反映の仕組みづくり

こどもや若者ととともに社会をつくるという認識の下、こどもの権利を尊重し、安心して意見を述べる場や機会を作るとともに、意見を持つための様々な支援を行い、社会づくりに参画できる仕組みづくりを推進します。

こども・若者、子育て家庭にやさしい社会づくりのための意識改革

こどもや若者、子育て当事者が気兼ねなく様々な制度や支援メニューを利用できるよう、地域社会、企業等、様々な場で、全ての人がかどもや子育て家庭を応援し社会全体で支える気運の醸成を図ります。

2. 計画の推進体制

本計画の推進にあたり、地域、保育所・学校等の関係機関・団体等との協働を行うとともに、国や福井県との調整や連携、情報共有等を密に図り施策を進めます。

本計画の取組は、福祉にとどまらず、保健、教育等、庁内の様々な分野にわたります。そのため、関連する全ての分野の関係課・機関と連携を図り、全庁的な体制で本計画の推進を図ります

3. 計画の進行管理

本計画の実施にあたっては、地域住民を取り巻く環境、社会・経済情勢、国の政策動向等の様々な状況の変化に的確かつ柔軟に対応しながら、年度ごとに実施計画等を策定し、着実な推進に努めます。

また、若狭町児童福祉審議会等を通じて、進捗状況の把握、点検及び評価を行い、子育て世帯のニーズや状況の変化を捉え、必要に応じて各種施策等の見直しを行います。

資料編

1. 若狭町児童福祉審議会委員名簿

	氏名	所属	役職	選任区分
1	青井 夕貴	仁愛大学 人間生活学部 子ども教育学科 准教授	会長	学識関係者
2	河原 徳行	若狭町立瓜生小学校 校長	職務代理	教育関係者
3	谷川 暢一	若狭町議会教育厚生常任委員会 委員長		町議会議員
4	武藤 隆	若狭町立みそみ保育所保護者会 会長		保護者代表
5	立井 隆一	社会福祉法人 明倫福祉会 明倫保育園保護者会 会長		保護者代表
6	田辺 隆明	若狭町社会福祉協議会 事務局次長		学識経験者
7	中村 正人	若狭町教育委員会 委員		教育関係者
8	武田 恵美子	若狭町立わかば保育園 園長		児童福祉関係者
9	井関 和代	若狭町民生委員児童委員協議会 代表主任児童委員		児童福祉関係者
10	宮川 直美	若狭町民生委員児童委員協議会 主任児童委員		児童福祉関係者
11	田中 玉江	託児ボランティア		母子保健関係者
12	山田 悦子	元養護教諭		母子保健関係者
13	齊藤 剛志	会社員		公募

(順不同、敬称略)

2. 計画策定の経過

年月日	内容
令和6年2月1日 ～2月16日	子ども・子育て支援に関するアンケート調査の実施
令和6年9月9日	第1回若狭町児童福祉審議会 ・アンケート結果報告 ・計画骨子案の検討
令和6年9月16日 ～10月11日	若者からの意見聴取をオンライン調査にて実施
令和6年12月4日	第2回若狭町児童福祉審議会 ・計画素案の検討(見込量含む) ※施策の展開について
令和7年1月30日	第3回若狭町児童福祉審議会 ・計画案について
令和7年2月20日 ～3月12日	パブリックコメントの実施

第3期若狭町ふるさと輝き子育てプラン 概要版

発行・編集：若狭町 子育て支援課
〒919-1592 福井県三方上中郡若狭町市場 20-18
TEL:0770-62-2704 FAX:0770-62-1049
発行年月：令和7年3月